

オスプレイ残骸引き渡し

米側に地位協定が原因究明阻む



鹿児島県・屋久島沖の米空軍CV-22オスプレイの墜落事故で、第10管区海上保安本部（鹿児島市）は3日、米軍の特権を定めた日米地位協定の合意議事録を根拠に、回収した残骸を米側に引き渡しました。また、漁師らが回収したオスプレイの残骸も九州防衛局の要請

米軍「複数の遺体発見」

5人発見か 機体の一部も

鹿児島県・屋久島沖で米空軍のCV-22オスプレイが

墜落した事故で、米空軍は4日、現場付近海域での潜水による日米共同の捜索で、不明乗員とみられる複数の遺体と機体の一部が発見されたと発表しました。現在、身元確認を行っています。

漁船で回収された米空軍輸送機CV-22オスプレイの機体の一部とみられる物=11月30日、鹿児島県屋久島町

を受けた屋久島町を通じて米側に引き渡されました。そのため、日本側による原因究明の道が事実上閉ざされましたが、日本側によると重要な物証が米側に渡ったため、日本側による原因究明の道が事実上閉ざされました。米海兵隊普天間基地（沖縄県宜野湾市）所属した。

▼関連2面
米軍の事件・事故をめぐる刑事裁判権について定めた地位協定第17条の10項に関する合意議事録は、「(日本側は)合衆国軍隊の財産について、捜索、差押え又

ているといいます。

日本側関係者によると、米軍は「(日本側は)合衆国軍隊の財産について、捜索、差押え又

は検証を行う権利行使しない」としています。機体の残骸は「財産」とみなされますが、米海兵隊普天間基地（沖縄県宜野湾市）所属のMV-22オスプレイ機が2016年12月に同県名護市安部の漁港に墜落した際にも現場には規制線が張られ、米軍が残骸を持ち去ったため、日本側による原因究明はできませんでした。